

○沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則

平成14年3月30日規則第19号

改正

平成18年3月31日規則第51号

平成19年3月30日規則第56号

平成21年3月16日規則第5号

令和3年3月26日規則第22号

令和7年3月18日規則第4号

沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県松くい虫の防除に関する条例（平成14年沖縄県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(移動の届出)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める地域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第6条第1項又は第2項の規定による届出は、松の伐採木等移動届出書（第1号様式）によりしなければならない。

3 条例第6条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 数量及び形状

(2) 荷受人の住所及び氏名又は名称

(3) 積載する場所及び積載日

(4) 荷揚げする場所及び荷揚日

(5) その他参考となる事項

4 条例第6条第2項の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

5 条例第6条第3項の規定による届出は、松の伐採木等移動変更届出書（第2号様式）によりしなければならない。

(利用の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、被害木利用届出書（第3号様式）によりしなければならない。

2 条例第7条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用の開始日
- (2) 利用の完了予定日
- (3) 数量
- (4) その他参考となる事項

3 条例第7条第2項の規定による届出は、被害木利用変更届出書（第4号様式）によりしなければならない。

4 条例第7条第3項の規定による届出は、被害木利用完了届出書（第5号様式）によりしなければならない。

（受理書の交付）

第4条 知事は、条例第6条各項又は第7条各項の規定による届出を受理したときは、受理書（第6号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

（届出の経由）

第5条 条例第6条各項又は第7条各項の規定による届出は、当該届出に係る松の伐採木等又は被害木の所在地を管轄する農林水産振興センター又は林業事務所の長を経由してしなければならない。ただし、その所在地が別表第1に掲げる地域にあるものについては、知事にしなければならない。

（身分証明書の様式）

第6条 条例第8条第2項の職員の身分を示す証明書の様式は、第7号様式のとおりとする。

（勧告の方法）

第7条 条例第9条各項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

（公表の方法）

第8条 条例第10条第1項の規定による公表は、沖縄県公報による公告その他知事が適當と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の住所及び氏名又は名称
- (2) 勧告の内容
- (3) その他知事が必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与）

第9条 条例第10条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、知事が口頭ですること（以下「口頭による意見陳述」という。）を認めた場合を除き、条例第9条各項の規定による勧告を受けた者（以下「勧告を受けた者」という。）が、意見及び証拠を記載した書面（以下「意見書」

という。) を提出して行うものとする。

- 2 知事は、勧告を受けた者に対し意見を述べる機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭により意見を述べる機会を与える場合には、その日時）までに相当な期間において、その旨及び公表しようとする内容その他必要な事項を書面により通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時の変更を申し出ることができる。
- 4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時を変更することができる。
- 5 知事は、当事者に口頭により意見を述べる機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 6 知事は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第10条第1項の規定による公表をすることができる。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第51号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第56号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年3月26日規則第22号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	地域
1	アメリカ合衆国、カナダ、スペイン王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ポルトガル共和国、メキシコ合衆国

2	北海道を除く都道府県の区域
---	---------------

別表第2（第2条関係）

地域
沖縄島、伊江島、久米島、南大東島又は北大東島の地域をその区域とする市町村の区域

第1号様式（第2条関係）

松の伐採木等移動届出書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり松の伐採木等を移動したいので、沖縄県松くい虫の防除に関する条例 第
6条第1項 の規定により届け出ます。
6条第2項

移動しようとする者の住所及び 氏名又は名称	
移動の目的	
産地及び移動先	
到着予定日	
数量及び形状	
荷受人の住所及び氏名又は名称	
積載する場所及び積載日	
荷揚げする場所及び荷揚日	
その他参考となる事項	

第2号様式（第2条関係）

松の伐採木等移動変更届出書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年　月　日付けで届け出た内容について次のとおり変更したいので、沖
縄県松くい虫の防除に関する条例第6条第3項の規定により届け出ます。

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後

被　害　木　利　用　届　出　書

年　月　日

沖縄県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり被害木を利用したいので、沖縄県松くい虫の防除に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

利用しようとする者の住所及び氏名又は名称	
利用の目的	
利用する場所	
利用の開始日	
利用の完了予定日	
数量	
その他参考となる事項	

第4号様式（第3条関係）

被 害 木 利 用 変 更 届 出 書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年　月　日付けで届け出た内容について次のとおり変更したいので、沖
縄県松くい虫の防除に関する条例第7条第2項の規定により届け出ます。

変更に係る事項	変　更　前	変　更　後

第5号様式（第3条関係）

被 害 木 利 用 完 了 届 出 書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり被害木の利用が完了したので、沖縄県松くい虫の防除に関する条例第7条第3項の規定により届け出ます。

完了日	
数量	
備考	

第6号様式（第4条関係）

受 理 書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県知事 印

年 月 日 次の届出書を受理しました。

届出の根拠	沖縄県松くい虫の防除に関する条例第 条第 項
届出の内容	年 月 日付け届出書のとおり

第7号様式（第6条関係）

(表)

第　　号	所属 職名 氏名	6センチメートル
身　分　証　明　書		
年　月　日交付		
沖縄県知事	印	

← 8センチメートル →

(裏)

沖縄県松くい虫の防除に関する条例（抜すい）

(立入検査)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、船車又は貯木場、倉庫その他松の伐採木等又は被害木を蔵置する場所に立ち入らせ、松の伐採木等又は被害木を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第9条 略

2 知事は、前条第1項の規定による立入検査の結果、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがあると認められる場合は、関係人に対し、伐倒駆除その他松くい虫の防除に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

(公表)

第10条 知事は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。